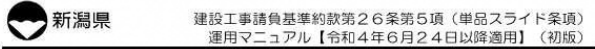
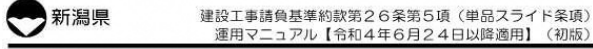




○建設工事請負基準約款第26条第5項（単品スライド条項）運用マニュアル【令和4年6月24日以降適用】 対照表

頁	改定前	改定後
P1	<div data-bbox="362 288 954 336">  </div> <div data-bbox="362 391 481 411"> <p>第1章 総論</p> </div> <div data-bbox="362 434 616 454"> <p>1-1 本マニュアルの位置付け</p> </div> <div data-bbox="362 454 996 587"> <p>本マニュアルは、国土交通省が制定した「工事請負契約書第26条第5項（単品スライド条項）運用マニュアル（案）<令和4年7月制定>（以下、「国交省運用マニュアル」という）を模範に、新潟県発注工事を想定した単品スライド条項の運用について、受発注者双方の認識の共有を図るため、一般的な考え方を県独自で整理したものである。なお、基本的には国交省運用マニュアルに準拠しており、県独自で標記及び表現等を修正した箇所は赤字で記載するものである。また、今後の単品スライド条項の協議の事例や国交省運用マニュアルの改定状況等を踏まえ、本内容についても適宜追加・修正を行っていくものである。</p> </div> <div data-bbox="362 603 945 641"> <p>※スライド条項及び単品スライド条項の導入経緯及びスライド条項の趣旨等については、国交省運用マニュアルに同じである。</p> </div> <div data-bbox="362 660 954 708"> <p><input type="checkbox"/>国交省運用マニュアル入手先（国交省HP） https://www.mlit.go.jp/tec/tec_fr_000105.html</p> </div> <div data-bbox="362 730 492 751"> <p>1-2 対象工事</p> </div> <div data-bbox="362 751 996 834"> <p>・残工期が2ヶ月以上ある全ての工事を対象とする。</p> <p>・単品スライド条項の請求は、当該請求の際に残工期（部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む）が2ヶ月以上ある場合に限り、行うことができる。</p> <p>・建設工事請負基準約款によらない工事は、単品スライド条項の適用外工事となる。</p> </div> <div data-bbox="362 873 490 893"> <p>1-3 対象品目</p> </div> <div data-bbox="362 914 642 935"> <p>1-3-1 対象品目の選定の考え方</p> </div> <div data-bbox="362 935 996 1187"> <p>・対象品目は、鋼材類、燃料油、その他の主要な工事材料とする。</p> <p>・各対象品目の対象材料については、受注者から請求があった材料の中から受発注者間で協議の上決定とする。</p> <p>・建設工事請負基準約款の第26条第5項に、「主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負金額が不相当となったとき」とされていることから、公共工事において使用している頻度の高い主要な材料を対象とする。</p> <p>・これは、通常合理的な範囲を超える価格の変動分を、受注者のみの負担とするのは適切ではないという考え方のもと、単品スライド条項の趣旨を適切に踏まえたことによるものであり、価格変動がある材料全てが単品スライド条項の適用対象とはならない点に留意が必要である。</p> <p>・なお、対象となる材料については、受注者から請求があった材料の中から受発注者間で協議の上決定するものであり、請求のない材料まで対象とする趣旨ではない点にも留意が必要である。</p> </div> <div data-bbox="651 1299 703 1319"> <p>【1】</p> </div>	<div data-bbox="1357 288 1948 336">  </div> <div data-bbox="1357 391 1476 411"> <p>第1章 総論</p> </div> <div data-bbox="1357 434 1610 454"> <p>1-1 本マニュアルの位置付け</p> </div> <div data-bbox="1357 454 1991 587"> <p>本マニュアルは、国土交通省が制定した「工事請負契約書第26条第5項（単品スライド条項）運用マニュアル（案）<令和4年7月制定>（以下、「国交省運用マニュアル」という）を模範に、新潟県発注工事を想定した単品スライド条項の運用について、受発注者双方の認識の共有を図るため、一般的な考え方を県独自で整理したものである。なお、基本的には国交省運用マニュアルに準拠しており、県独自で標記及び表現等を修正した箇所は赤字で記載するものである。</p> <p>また、今後の単品スライド条項の協議の事例や国交省運用マニュアルの改定状況等を踏まえ、本内容についても適宜追加・修正を行っていくものである。</p> </div> <div data-bbox="1357 603 1939 641"> <p>※スライド条項及び単品スライド条項の導入経緯及びスライド条項の趣旨等については、国交省運用マニュアルに同じである。</p> </div> <div data-bbox="1357 660 1948 708"> <p><input type="checkbox"/>国交省運用マニュアル入手先（国交省HP） https://www.mlit.go.jp/tec/tec_fr_000105.html</p> </div> <div data-bbox="1357 730 1485 751"> <p>1-2 対象工事</p> </div> <div data-bbox="1357 751 1991 887"> <p>・残工期が2ヶ月以上ある全ての工事を対象とする。</p> <p>・単品スライド条項の請求は、当該請求の際に残工期（部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む）が2ヶ月以上ある場合に限り、行うことができる。</p> <p>・ただし、残工期が2ヶ月未満であっても、必要な協議期間及び契約変更手続きに要する期間の確保について受発注者間で協議の上、対象とすることができる。</p> <p>・建設工事請負基準約款によらない工事は、単品スライド条項の適用外工事となる。</p> </div> <div data-bbox="1357 925 1485 946"> <p>1-3 対象品目</p> </div> <div data-bbox="1357 967 1637 987"> <p>1-3-1 対象品目の選定の考え方</p> </div> <div data-bbox="1357 987 1991 1240"> <p>・対象品目は、鋼材類、燃料油、その他の主要な工事材料とする。</p> <p>・各対象品目の対象材料については、受注者から請求があった材料の中から受発注者間で協議の上決定とする。</p> <p>・建設工事請負基準約款の第26条第5項に、「主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負金額が不相当となったとき」とされていることから、公共工事において使用している頻度の高い主要な材料を対象とする。</p> <p>・これは、通常合理的な範囲を超える価格の変動分を、受注者のみの負担とするのは適切ではないという考え方のもと、単品スライド条項の趣旨を適切に踏まえたことによるものであり、価格変動がある材料全てが単品スライド条項の適用対象とはならない点に留意が必要である。</p> <p>・なお、対象となる材料については、受注者から請求があった材料の中から受発注者間で協議の上決定するものであり、請求のない材料まで対象とする趣旨ではない点にも留意が必要である。</p> </div> <div data-bbox="1646 1299 1697 1319"> <p>【1】</p> </div>

一部改定



○建設工事請負基準約款第26条第5項（単品スライド条項）運用マニュアル【令和4年6月24日以降適用】 対照表

頁	改定前	改定後
P37	<div data-bbox="392 300 974 347">  <p>新潟県 建設工事請負基準約款第26条第5項（単品スライド条項） 運用マニュアル【令和4年6月24日以降適用】（初版）</p> </div> <div data-bbox="392 402 705 427"> <p>第5章 請求等手続き及び提出様式</p> </div> <div data-bbox="392 450 526 475"> <p>5-1 請求時期</p> </div> <div data-bbox="392 475 974 577"> <p>・工期末の2ヶ月前までに請求を行う。 ・なお、上記の請求を行った場合は、請求日に関わらず、工事開始日（複数年度にわたる維持工事では各年度の開始日）以降に調達した品目についてスライドの対象となる。</p> </div> <div data-bbox="392 577 1019 689"> <p>・単品スライド条項の請求は、工期内に必要な協議期間及び契約変更手続きに要する期間が確保できるよう、工期末の2ヶ月前までを原則とする。 ・協議開始から協議終了までの期間として30日間を確保することが一般的であるが、工期末の直前で請求があった場合など十分な協議期間が確保できないことも考えられることから、協議期間については、受発注者協議の上、適切に措置する必要がある。</p> </div> <div data-bbox="526 710 873 737"> <p><単品スライド請求のスケジュール（イメージ）></p> </div> <div data-bbox="414 742 1030 933"> </div> <div data-bbox="672 1300 739 1327"> <p>【 37 】</p> </div>	<div data-bbox="1366 300 1948 347">  <p>新潟県 建設工事請負基準約款第26条第5項（単品スライド条項） 運用マニュアル【令和4年6月24日以降適用】（初版）</p> </div> <div data-bbox="1366 402 1680 427"> <p>第5章 請求等手続き及び提出様式</p> </div> <div data-bbox="1366 450 1500 475"> <p>5-1 請求時期</p> </div> <div data-bbox="1366 475 1948 577"> <p>・工期末の2ヶ月前までに請求を行う。 ・なお、上記の請求を行った場合は、請求日に関わらず、工事開始日（複数年度にわたる維持工事では各年度の開始日）以降に調達した品目についてスライドの対象となる。</p> </div> <div data-bbox="1366 577 1993 730"> <p>・単品スライド条項の請求は、工期内に必要な協議期間及び契約変更手続きに要する期間が確保できるよう、工期末の2ヶ月前までを原則とする。 ・ただし、残工期が2ヶ月未満であっても、必要な協議期間及び契約変更手続きに要する期間の確保について受発注者間で協議の上、請求可能とする。 ・協議開始から協議終了までの期間として30日間を確保することが一般的であるが、工期末の直前で請求があった場合など十分な協議期間が確保できないことも考えられることから、協議期間については、受発注者協議の上、適切に措置する必要がある。</p> </div> <div data-bbox="1500 750 1848 777"> <p><単品スライド請求のスケジュール（イメージ）></p> </div> <div data-bbox="1388 782 2004 973"> </div> <div data-bbox="1646 1284 1713 1311"> <p>【 37 】</p> </div>